仕　様　書

１．概　要

（１）件　　名　　：量子科学技術研究開発機構千葉地区で使用する電気

（２）需要場所　　：千葉県千葉市稲毛区穴川４－９－１
　　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
　　千葉地区

（３）業種及び用途　　：研究所

２．仕　様

（１）供給電気方式等

①供給電気方式　　：交流３相３線式

②供給電圧（標準電圧）　：６０，０００ボルト

③計量電圧（標準電圧）　：６０，０００ボルト

④標準周波数　　：５０ヘルツ

⑤受電方式　　：２回線受電

（２）契約電力、予定使用電力量

①契約電力　（常時電力）：１０，５００キロワット
　　（予備電力）：１０，５００キロワット（予備線）

②予定使用電力量　　：
　　４８，８０２，２００キロワット時　（月別内訳は別紙１のとおり）

③標準力率　　：１００％

（３）使用期間

自　令和９年４月１日　０：００　　至　令和１０年３月３１日　２４：００

（４）電力量等の計量

①自動検針装置　　：有

②電力会社の検針方法　　：遠隔自動検針（毎月１日　０：００）

③計量器の構成　　：

・電力需給用複合計器（特別精密電力量計）

・型式　三菱電機株式会社製　ＷＨ３ＥＣ－Ｒ

・仕様　交流３相３線式　１１０ボルト　５アンペア　５０ヘルツ

・計器定数　１，０００パルス／キロワット時
　　１，０００パルス／キロバール秒

・パルス定数　５０，０００パルス／ｋＷｈ（パルス記号　ＳＶ）

（５）需給地点

当機構千葉地区特高変電所に設置されている縮小形受電設備の終端接続部接続端子。

（６）電気工作物の財産分界点

（５）需給地点に同じ。

（７）保安上の責任分界点

（５）需給地点に同じ。

（８）提出図書

特定電源割当証明書

※供給電力に再生可能エネルギー由来電力が含まれる場合に限り、契約満了時に提出すること。

（９）その他

①力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は１００％を保持する予定。

②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

③非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

３，０００ＫＶＡ　２台
１，０００ＫＶＡ　１台
７５０ＫＶＡ　１台
５００ＫＶＡ　１台
２５０ＫＶＡ　１台
８０ＫＶＡ　１台
７０ＫＶＡ　１台

④１０ｋＷの太陽光発電設備を有している。

⑤各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東京電力管内のみなし小売電気事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

⑥市場連動型プランを有している場合は市場連動型プランを優先すること。

⑦その他必要な事項は、みなし小売電気事業者が定める電気需給約款（特別高圧）による。

⑧本仕様書の細部及び仕様書に定めのない事項については、別途当機構職員と協議のうえ、決定するものとする。

請求部課名　　安全管理部　建設工務課
要求者氏名　　西野　吉孝

別紙１

月別予定使用電力量内訳（令和９年度）

	朝時間(kWh)	昼時間(kWh)	晩時間(kWh)	夜時間(kWh)	平均値合計(kWh))
4 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
5 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
6 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
7 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
8 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
9 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
10 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
11 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
12 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
1 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
2 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
3 月分	722,060	433,236	866,471	2,045,083	4,066,850
合計	8,664,714	5,198,829	10,397,657	24,541,000	48,802,200

※時間の定義
①平日とは月曜日から土曜日までをいい、休日等とは日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日のことをいう。
②朝時間とは平日午前 8 時から午後 1 時までの時間をいう。
③昼時間とは平日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいう。
④晩時間とは平日午後 4 時から午後 10 時までの時間をいう。
⑤夜時間とは平日の朝時間、昼時間及び晩時間以外の時間をいう。